

我が家のルール

使用時間 夜〔 〕時までには使用をやめます
 1日の使用は〔 〕時間以内にします

使用内容 個人情報や悪口は書き込みません
 フィルタリングをはずしません

使用場所 必ず〔 〕で使用します(自分の部屋では使用しません)

利用料金 利用明細で確認します

困ったときは... すぐに先生か保護者に相談します

ルールを守れなかったときは...
 〔 〕日間使用禁止、保護者に返却するなど

我が家の特別ルール
 〔 〕

★約束した日 年 月 日 署名



ルール作り、フィルタリング等のことをもっと勉強したいという保護者・地域の皆さんに…
 研修会、親子学習会等に講師としてケータイ・インターネット教育推進員を無料派遣します

申込先 特定非営利活動法人こども未来ネットワーク(県委託) TEL 0858-22-1960 FAX 0858-27-0271
 Email media@kodomomirai.kirara.st URL http://www.pref.tottori.lg.jp/67797.htm



困ったときの相談窓口 もしものときや、困ったときは、一人で悩まず、相談しましょう。

- インターネットを利用した犯罪に あつたら**
 [鳥取県警察本部] 【警察相談専用電話】#9110 (通常の通話料がかかります。IP電話不可)
0857-27-9110
 [サイバー犯罪対策室] **0857-23-0110** (代表)
 [電子メール] **k_haiteku@pref.tottori.lg.jp**
- 架空請求に悩んだり、請求の内容に疑問を感じたら**
 [消費者ホットライン] **188** (局番なし)
 [鳥取県消費生活センター]
 [東部消費生活相談室] **0857-26-7605** (県庁第2庁舎2階)
 [中部消費生活相談室] **0858-22-3000** (倉吉交流プラザ2階)
 [西部消費生活相談室] **0859-34-2648** (米子コンベンションセンター4階)
- ネットいじめに悩んだら**
 [相談電話・メール]
 [子どもの相談ダイヤル] **0120-0-78310** (無料・毎日24時間)
 [いじめ相談メール] **ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp**
 [いじめ110番] **0857-28-8718** (毎日24時間)
 [子どもの人権110番] **0120-007-110** (平日のみ8:30~17:15) (無料・IP電話不可)

電子メディアと うまかつきあおう

鳥取県の児童・生徒のみなさんへ

スマートフォンやゲーム機、音楽プレーヤーなどでインターネットを使っていると、便利なことや楽しいことがあります。しかし、使い方を間違えると困ったことや怖いことに巻き込まれることがあります。また、進学や就職、結婚などの将来に影響し、後悔する人もいます。
 ですから、使う場合には必ず次のことを守りましょう。



スマートフォンやゲーム機、音楽プレーヤーなどを使う場合には、必ず

- 👉 家の人と話し合ってルールを作ろう
- 👉 自分も他の人も傷つけない使い方をしよう
- 👉 夜9時以降は友だちを巻き込むような通信をやめよう

あなたを守るために知っておこうインターネットの4つの特性

- 一度載せた文章や写真は世界中に公開されます
- 一度載せてしまったら全てを取り消すことはできません
- 名前を隠して発信しても誰が発信したか必ず分かります
- インターネット上でのトラブルが進学や就職に影響し、後悔する人もいます

安全に使うためにチェック

- ☑ 顔写真や学校名、連絡先などの個人情報は自分のもも友だちのもも載せない。
- ☑ インターネットでは嘘をついて近づいてくる人もいるので、インターネット上で知り合った人には相談や打ち明け話をしない。会わない。
- ☑ メールなどインターネット上でのやりとりは気持ちが伝わりにくいため、相手のことを思いやる。
- ☑ 困ったことがあつたら、すぐに周りの大人に相談する。

鳥取県ケータイ・インターネット教育啓発推進協議会

事務局：鳥取県教育委員会 社会教育課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地
 TEL 0857-26-7943 FAX 0857-26-8175 E-mail shakaikyoku@pref.tottori.lg.jp

保護者のみなさんへ

近年、スマートフォンやゲーム機、音楽プレーヤーなどインターネットに接続できる通信機器（インターネット端末）が広く普及し、その利用の低年齢化が進んでいます。平成27年度に鳥取県教育委員会が実施したアンケート調査の結果でも、鳥取県の多くの小中学生がインターネット端末を利用していることが分かりました。また、利用に伴い、トラブルに巻き込まれる子どもたちも増えています。

インターネット端末の利用率 **小6** 80.9% **中2** 86.2% **高2** 96.2%

利用している子どものうち
トラストを経験したことがある **小6** 13.3% **中2** 28.4% **高2** 38.4%

主な内容
・睡眠不足
・知らない人から連絡が来た
・人間関係のトラブル
・メール等が気になり手放せないなど

(H27 鳥取県教育委員会「インターネットの利用に関するアンケート」結果より)

<インターネットにつながる機器>



これからインターネット端末を持たせることをお考えの場合

インターネット端末を持たせないことも選択の一つです。
学校生活には必要ありません。

インターネット端末の利用で、大きなトラブルに巻き込まれる事例が増えています。

ゲーム依存・ネット依存

ひどい場合には昼夜逆転して、健康を害したり、学校に行けなくなったりする「ゲーム依存症・ネット依存症」が増えています。



ながら操作

歩きながらの使用は、周囲の変化に気づかず、つまづいて転倒したり、人にぶつかりケガをさせたりすることもあります。



中傷・悪口

SNS やブログへの書き込みによって、人を傷つけることがあります。



メール等でのトラブル

メール等は短い文章が多いため、誤解も生じやすく、友だち関係が壊れ、いじめにつながるケースもあります。



個人情報の流出

SNS やブログ・プロフなどに個人情報を載せると悪用される可能性があります。また、知らない人とのID交換でトラブルにあうケースが増えています。



不当請求

有害サイトやアプリからの架空請求や、詐欺に巻き込まれる被害が増えています。



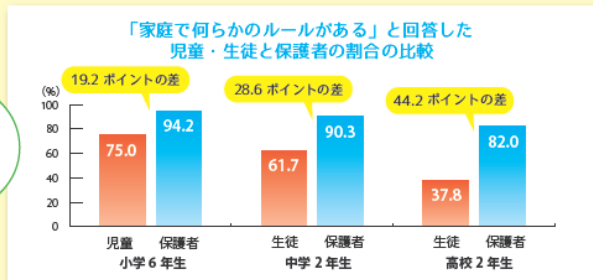
既にスマートフォン等インターネット端末を使わせている場合

責任を持って家庭のルールを守らせましょう。

使わせるのであれば、子どもと一緒に使用ルールを考えましょう。また、守れなかった時のルールも決めておきましょう。



保護者と子どもとの間には、ルールに関する認識の違いがあります



子どもの成長に応じたフィルタリング・機能制限を設定しましょう。

ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォン、携帯電話などを持たせる（使わせる）前には、「フィルタリング」や「ウイルス対策」などの対応が必要です!!
犯罪の被害に遭った青少年のうち、9割以上がフィルタリング未加入です。



1 電話回線のフィルタリング (スマートフォン、携帯電話など)

電話回線 (3G、4G、LTE) からのインターネット接続に対するフィルタリングが購入時に設定されているか確認してください。

2 Wi-Fi回線のフィルタリング (ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンなど)

無線LAN回線 (Wi-Fi など) からインターネットに接続することができるため、無線LAN回線に対するフィルタリングも必要です。

3 アプリケーションへの対策 (ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンなど)

有害なアプリケーションや子どもたちにふさわしくないアプリケーションのダウンロードを防ぐなどの対策が必要です。

4 ウイルス対策ソフトの導入 (ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンなど)

パソコン同様コンピュータウイルスに感染する危険性があるのでウイルス対策ソフトの導入が必要です。

Androidのフィルタリングについてはこちら
docomo <https://www.nttdocomo.co.jp/service/filtering/index.html>
KDDI http://csmovie.kddi.com/app-service.html?cat_id=MTg=&pid=6
SoftBank http://www.softbank.jp/corp/csr/internet/instance_01/

ゲーム機等にはペアレンタルコントロール^(※)の機能があり、使用制限を設定することができます。
(※ペアレンタルコントロールとは、青少年のインターネットの利用を管理するために保護者が行うべき措置のこと。)

鳥取県民チャンネルコンテンツ協議会の動画コンテンツで設定方法を見ることができます。

iOS、ニンテンドー3DS、Playstation Vita についてはこちら <http://www.tottorikenmin-ch.com/contents/index.html>
○ゲームソフトの使用制限 (年齢制限・レーティング) ○インターネットの閲覧権限
○コミュニケーション制限 (見知らぬ人との出会いを防ぐ) ○クレジットカードの利用制限

下記QRコードから
使用制限の設定方法
をご覧ください



よくわからない時はこのリーフレットを持って販売店にご相談ください。

夜9時以降は通信をやめさせましょう。

鳥取県 PTA 協議会が提唱した「メディア 21:00」運動を全県の共通ルールとして、各家庭や地域で児童・生徒が安心・安全にインターネットを利用できる環境づくりを進めていきましょう。

「メディア 21:00」運動とは…

鳥取県の子どもたちは、21時以降は友だちを巻き込むようなLINEなどのコミュニケーションツールやゲームの利用をやめて、相手の時間を尊重しようという運動。

保護者自身が必要な知識を身につけましょう。

学校や地域で開催される研修会へ参加し、スマートフォン等インターネット端末の機能や子どもの使い方・使っているアプリ、困ったときの相談先などについてしっかりと知っておきましょう。

